

■ 介護支援専門員実務研修受講試験 受験資格 ■

【受験要件】※①または②のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ① (下表) の第1号から第4号に定める期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること。
- ② (下表) の第5号に定める期間が10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上であること。

(下表)

<b>第1号</b>	<p>次の法定資格を有する者が、その資格に基づき当該業務に係る業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士</p> </div> <p>※第1号に該当する場合、当該業務に係る業務に従事した期間は、当該資格の免許の登録の日以降が算定されます。</p>
<b>第2号</b>	<a href="#">別紙1</a> に掲げる相談援助の業務に従事した期間
<b>第3号</b>	<a href="#">別紙2</a> に掲げる相談援助の業務に従事した期間
<b>第4号</b>	<p>次のいずれかの要件を満たす者が、<a href="#">別紙3</a>に掲げる介護等の業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉主事任用資格を取得したこと。</li> <li>2 介護職員初任者研修若しくは実務者研修またはこれらに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習等）を修了したこと。（ヘルパー2級含む）</li> <li>3 第1号に掲げる国家資格を取得したこと。</li> <li>4 区分1104、1105、1107、別紙2の1または2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。</li> </ol> </div> <p>※第4号に該当する場合、上記の1～4の要件を満たす前の介護等の業務に従事した期間も算定されます。</p>
<b>第5号</b>	第4号に掲げる要件を満たさない者が、 <a href="#">別紙3</a> に掲げる介護等の業務に従事した期間

※1 いずれの区分についても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。（教職者や研究業務を行っている場合は不可）

※2 **第3号～第5号に掲げる受験要件については、平成29年度試験までの経過措置となります。平成30年度以降は、第3号～第5号の受験要件では受験できませんので、ご注意ください。**